

特許協力条約

発信人 日本国特許庁（国際調査機関）

代理人 廣田 浩一 様 あて名 〒151-0053 日本国東京都渋谷区代々木2-2-13 新宿TR ビル4階 山の手合同国際特許事務所		PCT 国際調査機関の見解書 (法施行規則第40条の2) [PCT規則43の2.1]	
		発送日 (日.月.年) 12.09.2006	
出願人又は代理人 の書類記号 N-FF007-06P		今後の手続きについては、下記2を参照すること。	
国際出願番号 PCT/JP2006/312115	国際出願日 (日.月.年) 16.06.2006	優先日 (日.月.年) 07.07.2005	
国際特許分類 (IPC) Int.Cl. G03F7/20(2006.01)i, G03F7/033(2006.01)i			
出願人 (氏名又は名称) 富士写真フイルム株式会社			

1. この見解書は次の内容を含む。 <input checked="" type="checkbox"/> 第I欄 見解の基礎 <input type="checkbox"/> 第II欄 優先権 <input type="checkbox"/> 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成 <input type="checkbox"/> 第IV欄 発明の単一性の欠如 <input checked="" type="checkbox"/> 第V欄 PCT規則43の2.1(a)(i)に規定する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解、それを裏付けるための文献及び説明 <input type="checkbox"/> 第VI欄 ある種の引用文献 <input type="checkbox"/> 第VII欄 国際出願の不備 <input checked="" type="checkbox"/> 第VIII欄 国際出願に対する意見
2. 今後の手続き 国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。 この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から22月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。 さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。
3. さらなる詳細は、様式PCT/ISA/220の備考を参照すること。

見解書を作成した日 30.08.2006			
名称及びあて先 日本国特許庁 (ISA/JP) 郵便番号100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号		特許庁審査官 (権限のある職員) 岩本 勉 電話番号 03-3581-1101 内線 3274	
		2M	9355

第 I 欄 見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。

出願時の言語による国際出願

出願時の言語から国際調査のための言語である _____ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文
(PCT規則12.3(a)及び23.1(b))

2. この国際出願で開示されかつ請求の範囲に係る発明に不可欠なヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下に基づき見解書を作成した。

a. タイプ 配列表

配列表に関連するテーブル

b. フォーマット 紙形式

電子形式

c. 提出時期 出願時の国際出願に含まれていたもの

この国際出願と共に電子形式により提出されたもの

出願後に、調査のために、この国際調査機関に提出されたもの

3. さらに、配列表又は配列表に関連するテーブルを提出した場合に、出願後に提出した配列若しくは追加して提出した配列が出願時に提出した配列と同一である旨、又は、出願時の開示を超える事項を含まない旨の陳述書の提出があった。

4. 補足意見：

第V欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に定める見解、それを裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求の範囲	1-25	有
	請求の範囲		無
進歩性 (I S)	請求の範囲		有
	請求の範囲	1-25	無
産業上の利用可能性 (I A)	請求の範囲	1-25	有
	請求の範囲		無

2. 文献及び説明

- 文献 1 : JP 2004-335692 A (富士写真フイルム株式会社) 2004. 11. 25
- 文献 2 : JP 2005-032909 A (富士写真フイルム株式会社) 2005. 02. 03
- 文献 3 : JP 2001-036088 A (セイコーエプソン株式会社) 2001. 02. 09
- 文献 4 : JP 2004-342633 A (株式会社ニコン) 2004. 12. 02

・請求の範囲 1-3

請求の範囲 1-3 に係る発明は、国際調査報告で引用された上記文献 1 - 3 より進歩性を有しない。文献 1 及び文献 2 には、光変調手段により変調された光を、結像手段と焦点調節手段とを介して感光層の被露光面上に結像させて露光を行うことを少なくとも含み、前記露光が、前記結像手段の中央部を含む略矩形形状の領域のみにおいて、前記光変調手段により変調された光が結像されるパターン形成方法が開示されている。

文献 1, 2 には、略矩形形状の露光領域の短辺方向又は長辺方向と感光層のうねり方向とがなす角について記載されていないが、文献 3 には、ガラス基板において、うねり、反りの生じている方向と露光機のスキャン方向とを合わせて露光を行う方法が開示されており、当該方法を文献 1, 2 の方法に採用することは当業者であれば容易に想到し得たものである。

また、文献 1 及び 2 には、焦点調節手段として、くさび型プリズムペアが記載されている。

・請求の範囲 4, 5

請求の範囲 4, 5 に係る発明は、国際調査報告で引用された上記文献 1 - 4 より進歩性を有しない。文献 4 ([0085], [0111]、図 4 参照) には、投影光学系を構成するレンズ要素を piezo 素子により光軸方向に駆動して焦点を調節する構成が記載されており、当該構成を採用することは当業者であれば容易に想到し得たものである。

第Ⅷ欄 国際出願に対する意見

請求の範囲、明細書及び図面の明瞭性又は請求の範囲の明細書による十分な裏付についての意見を次に示す。

請求の範囲 1 及び明細書には、感光層の被露光面上に結像される略矩形状の露光領域が、その短辺方向と感光層のうねり方向とがなす角が、その長辺方向と前記感光層のうねり方向とがなす角よりも小さくなるように向けられて行われることについて、具体的に何を調整することにより露光領域の向きを設定するのか記載されていない。

補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

第 V 欄の続き

・請求の範囲 6-25

文献 1 及び 2 には、光照射手段として、半導体レーザ素子、バンドル状のファイバー光源等を採用することが開示されている。

また、感光層の組成についても各種材料が周知であり、これら材料を採用することは当業者が適宜なし得たことである。

さらに、支持体の構成についても周知であり、これら支持体を採用することは当業者が適宜なし得たことである。